

意見書案第3号

祝園分屯地火薬庫増設工事の中止を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『祝園分屯地火薬庫増設工事の中止を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和7年10月27日

京田辺市議会

議長 久保 典彦 様

提出者

京田辺市議会議員

岡本 亮一

〃

〃

青木 綱次郎

〃

〃

増富 理津子

## 祝園分屯地火薬庫増設工事の中止を求める意見書（案）

令和7年7月22日、京田辺市において防衛局の出席のもと、祝園分屯地火薬庫増設工事に関する説明会が開催された。しかしながら、増設の目的や保管の詳細については「防衛上の機密」として明らかにされず、住民の疑問や不安に対する十分な説明がなされないまま工事は着工された。

特に、長射程ミサイルの保管に関する情報は一切非公開とされており、有事の際には攻撃目標となる可能性がある。加えて、災害や事故発生時のリスクについても明確な対策が示されておらず、住民の不安は日々増大している。

敵基地攻撃能力を有する長射程ミサイルは、他国の領域を破壊し市民を殺傷する可能性を持つ兵器であり、京田辺市にそのような兵器を保管することは、「京田辺市非核平和都市宣言」の立場とは相容れないものである。

このような状況下において、地元住民の安全と安心を脅かす火薬庫増設工事を容認することはできない。

よって、政府および国会に対し、以下の事項の実現を強く要請する。

### 記

- 1 防衛局主催による、工事全体に関する住民説明会を速やかに開催すること。
- 2 陸上自衛隊祝園分屯地において、長射程ミサイルの保管・配備を行わないことを確約すること。
- 3 住民の懸念が払拭され、安心できる対応がなされるまでは、工事を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣